

海洋基本計画の見直しに向けた動き

日建連 海洋開発委員長
柿谷達雄
Tatsuo Kakeya

平成二十年三月に閣議決定された海洋基本計画については、策定後五年が経過することから、目下、平成二十四年度末を目途に見直し作業が進められています。この見直しに際し、日建連海洋開発委員会としても要望・提案を行いましたので、その内容を含め計画の見直しに向けた最近の動きをご紹介します。

1 海洋基本計画の概要と見直しに向けた検討体制

海洋基本計画は、自民、民主、公明三党共同提案の議員立法で平成十九年四月に新たに制定された海洋基本法に基づく海洋分野におけるマスタープランです。A4版五〇ページほどの文章により、六項目の基本的な方針と、十二項目の政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策などが定められており、「海洋立国」という新たな国

家目標が提唱されています。

その最大の特徴は、海岸線から二百海里排他的経済水域（EEZ）、さらにはその先の大陸棚まで、国土面積の十数倍におよぶ非常に広大なエリアを対象としていることと、関係する分野が、水産・エネルギー・鉱物資源、海洋環境、海上輸送、海洋の安全、海洋の調査と科学技術、海洋産業、沿岸域や離島の問題、国際連携・協力、人材育成など、極めて広範囲にわたることにあります。

海洋基本計画の見直し作業は、政府の総合海洋政策本部が主体になって行われますが、その方向性等に関する検討は、現在までのところ、政学官が連携する「海洋基本法戦略研究会」を中心に行われています。この研究会は、海洋基本法の制定と、その後の海洋政策の推進母体となってきた会議体で、代表世話人の高木義明民主党衆議院議員、共同代表の中川秀直自民党衆議院議員のほか、民主党、自民党、公明党及び

みんなの党の国会議員二十名と、学識経験者十八名、ならびに関係省庁の長官・局長クラス九名で構成されています。

研究会では、計画見直しの議論を進めるにあたり、まず、現行の海洋基本計画の取組状況をレビューしています。表がその結果を整理したものであり、十二項目の施策ごとにそれぞれの中項目も含めて取組状況を○△×の三段階評価をしています。中項目のレベルでは、いくつかは○の評価も見られますが、十二項目のレベルでは、いずれも△または×という結果になっており、総じて計画達成に向けた取組がまだまだ不足しているという評価になっています。

また、計画の見直しに向けた意見や提案等を幅広く聴取するため、平成二十四年三月から六月までの四回の会合において研究会委員または関係機関の代表者から意見表明が行われました。日建連海洋開発委員会の要望・提案もこの一環として行ったものです。

現行海洋基本計画のレビュー

大項目	基本計画の内容		取組状況	
	中項目(番号のない項目は現行計画にない新たな課題)			
1 海洋資源の開発及び利用の促進	(1)水産資源の保存管理	○	△	
	(2)エネルギー・鉱物資源の開発の推進	△		
	・ 海洋起源バイオ燃料の開発・普及	×		
	・ 海洋における遺伝子資源の利用・保全	×		
2 海洋環境の保全等	(1)生物多様性確保等のための取組	○	△	
	(2)環境負荷の低減のための取組	○		
	(3)海洋環境保全のための継続的な調査・研究の推進	○		
	・ 放射性物質の排出防止	×		
	・ 海底ゴミ等対策	×		
3 排他的経済水域等の開発等の推進	(1)排他的経済水域等における開発等の円滑な推進	×	×	
	(2)海洋資源の計画的な開発等の推進	△		
	(1)外航海運業における国際競争力並びに日本船籍及び日本人船員の確保	△		△
	(2)船員等の育成・確保	△		
(3)海上輸送拠点の整備	△			
(4)海上輸送の質の向上	△			
5 海上の安全の確保	(1)平和と安全の確保のための取組	△	△	
	(2)海洋由来の自然災害への対策	△		
6 海洋調査の推進	(1)海洋調査の着実な実施	△	△	
	(2)海洋管理に必要な基礎情報の収集・整備	△		
	(3)海洋に関する情報の一元的管理・提供	△		
	(4)国際連携	×		
	・ 総合的な海洋調査戦略の策定	×		
7 海洋科学技術に関する研究開発の推進	(1)基礎研究の推進	×	△	
	(2)政策課題対応型研究開発の推進	△		
	(3)研究基盤の整備	△		
	(4)連携の強化	×		
8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化	(1)経営基盤の強化	△	×	
	(2)新たな海洋産業の創出	×		
	(3)海洋産業の動向の把握	△		
9 沿岸域の総合的管理	(1)陸域と一体的に行う沿岸域管理	×	×	
	(2)沿岸域における利用調整	×		
	(3)沿岸域管理に関する連携体制の構築	×		
10 離島の保全等	(1)離島の保全・管理	○	△	
	(2)離島の振興	△		
11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	(1)海洋の秩序形成・発展	×	△	
	(2)海洋に関する国際的連携	△		
	(3)海洋に関する国際協力	△		
	・ 海洋外交の推進	×		
12 海洋に関する国民の理解の増進等	(1)海洋への関心を高める措置	△	△	
	(2)次世代を担う青少年等の海洋に関する理解の増進	×		
	(3)新たな海洋立国を支える人材の育成	△		

海洋基本法戦略研究会(H24.2.21)資料を基に日建連作成

2 海洋基本法戦略研究会における意見・要望・提案

「1」日建連海洋開発委員会の要望・提案

日建連海洋開発委員会では、四月の研究會において、次の内容の意見表明を行いました。

現在の海洋基本計画は、排他的經濟水域におけるエネルギー・鉱物資源開発や水産資源開発など、どちらかと言うと沖合海洋の問題に重点が置かれていた感がありますが、東日本大震災を契機として求められている様々な取組みなど、現下の我が国が抱える諸問題に的確に対応していくためには、沿岸域や海岸域など、陸域に近い海洋にも重点を置いた取組みが必要であると考えるべきです。



また、現在の計画では、今後の調査研究や技術開発に負う中長期的課題に重点が置かれている感もありますが、一方では、従来の技術でも対応、推進できる課題も多いと考えられますので、今後はこれら当面の課題にも重点を置いた取組みが必要であると考えております。

こうした観点より、海洋基本計画の見直しにあたり、次の事項を盛り込むことを要望・提案します。

1. 東日本大震災を契機とした海洋関連の諸課題への取組み

- 被災した沿岸域の早急な復興・再生（安全な地域づくり、産業の再生、雇用の確保など）
- 被災した港湾施設、漁港・漁場施設、海岸保全施設など、海洋関連インフラの早期復旧
- 海陸一体の観点に立った全国的な津波対策の推進
- 海底に堆積したガレキや放射性物質、漂流物等に関する調査の実施とその結果に基づく適切な対策の推進

2. 海洋管理のための遠隔海域における拠点離島の整備

- 広大な排他的經濟水域等を適切に管理していくため、遠隔海域において、大型船舶が接岸でき、（ヘリコプターを含む）航空機との連携や物資の補給等ができる拠点離島を指定し、重点的な整備を推進
- 沖ノ鳥島の国土と環境を保全するため、当面予定されている港湾整備の次のステップとして、島しょ国への技術移転も視野に入れたサンゴ増殖実験施設の整備

3. 再生可能な海洋エネルギー利用の推進

本計画の見直しに向けた検討体制を整えるため、現行の計画策定後、暫く休眠化していた研究会を再編成し、平成二十四年五月から審議を開始しています。十名の学識経験者で構成される研究会では、今後、新たな海洋基本計画の策定に向けて、原則月一回のペースで会議を開催し、本年秋頃に中間的な骨子案を作成することとしています。

また、この研究会には、新たな海洋基本計画の策定の他に、総合海洋政策本部の機能強化に関する役割も期待されています。このため、関係閣僚と自由な意見交換を行う機会等を設け、どちらかと言うとボトムアップ型になっている現在の政策立案システムに、トップダウン的な要素を加えていくことが模索されています。

「2」海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針の策定

海洋再生可能エネルギーの利用促進については、当面の課題として関係者の期待が大きいことから、海洋基本計画の見直しに先立って、平成二十四年五月に今後の取組方針が決定されました。

その内容は、①実用化に向けた技術開発の加速のための施策と、②実用化・事業化を促進す

- 従来技術で対応可能な沿岸域での洋上風力発電を推進するため、適切な買い取り価格の設定、関係者調整のルールづくりなどの推進
- 波力発電、海流・潮流発電、海洋藻類からのバイオエネルギー利用等について実用化に向けた道筋や目標の提示
- 再生可能な海洋エネルギー利用を促進するための実海域実験施設の整備

4. 沿岸域における重点プロジェクトの推進

- わが国の国際競争力を維持・向上するための国際戦略港湾や海上を利用した国際拠点空港の整備など、成長促進型プロジェクトの推進
- 多様な生態系を育む干潟や浅場の造成など、環境改善・再生型プロジェクトの推進

「2」他の委員または関係機関の意見・提案・要望

海洋基本法戦略研究会においては、日建連以外にも十四人の委員または関係機関の代表者から意見・提案・要望が行われました。

意見・提案・要望の内容は、資源開発と環境保全の調和、宇宙と海洋の連携、海の管理者の必要性、北極海問題への対応、海洋産業の振興、新しい漁業像、再生可能な海洋エネルギー利用

するための施策に大別した上で、計七項目の取組みを進めるというものです。特に注目すべき項目としては、①の中の「実証フィールド」整備があげられます。

これは、海洋再生可能エネルギーの実用化に向けて不可欠となる現地実証実験等に関し、開発者自らが適地を探し、地元交渉を行い、観測施設や送電ケーブル等を敷設した上で、装置や機器を据付けて実験をしていたのでは、時間とコストがかかりすぎるという課題を克服するため、公的な主体が予め実証フィールドを用意し、地元調整を行い、観測施設や送電ケーブル等を整備した上で、開発者の実証実験に供しているというものです。英国のスコットランドに実例がありますが、かねてわが国でもこうした実証フィールドの必要性が各方面から訴えられていたところです。取組方針では、二十四年度中に候補地の公募を行い、二十五年度には最初の選定を行うとされています。

以上、海洋基本計画の見直しに向けた最近の動きをご紹介します。

海洋開発委員会では、今後とも海洋に関する各種の調査研究活動を続け、今後予定されているパブリックコメントの機会などを通じて積極的に提案等をしていく予定にしています。

3 政府の総合海洋政策本部の取組

「1」参与会議の始動

政府の総合海洋政策本部においては、海洋基

の推進、海賊対策、海洋教育・人材育成の充実、海洋政策の推進機能の強化など、それぞれの専門分野や興味対象を反映して極めて多岐にわたっており、海洋基本計画が対象とするエリアと分野の広がりや改めて認識させられます。そうした中で、多くの意見・提案に共通して強調された事項をピックアップすると、①海洋開発の推進のためには、海洋産業の育成・創出が不可欠であり、そのための取組みを強化すべきこと、②海洋エネルギー・鉱物資源の開発が重要、とりわけ実用化に近い洋上風力発電の事業化に注力すべきこと、および③海洋政策推進母体としての政府の総合海洋政策本部の機能を強化すべきことなどがあげられます。

海洋基本法戦略研究会では、今後、これらの意見・提案・要望をもとに、集中的な審議を重ね、近く中間とりまとめを行い、政府の総合海洋政策本部に意見具申する予定です。